

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03438

研究課題名（和文）重大非行事案防止のための多機関連携による非行少年等とその家庭への支援に関する研究

研究課題名（英文）Research on Support for Juvenile Delinquents and Their Families Through Multi-Agency Collaborations to Prevent Serious Delinquency Cases

研究代表者

小西 暁和（Konishi, Tokikazu）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：20366983

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、国内外の実態調査を通じて、重大非行事案を防止するために多機関連携が国内外でどのように進展しているかといった状況やそうした多機関連携にどのような課題があるのかといった面を明らかにした。これらの実態調査によっても、非行や不良行為・問題行動に対応してきた従来型の機関だけではなく、より幅広く地域社会における様々な機関・団体が対応することによってこそ早期に連携しつつ切れ目のない支援が行えることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

重大非行事案を防止する上でも、地方公共団体が中核となる子ども・若者育成支援推進法の枠組みに基づいた支援の活動や、民間団体を中心とした若年の被害女性を支援する活動及び子ども・若者の居場所づくり、といった地方公共団体や民間団体の活動と結び付いた機関・団体連携の活性化が鍵となる。地域社会において幅広く、「生きづらさ」を抱えた少年等やその家庭を「孤独」・「孤立」の状態にさせないこと、そして取りこぼしのないように幾重もの支援のネットワークを構築することこそが必要である。

研究成果の概要（英文）：In this study, through domestic and international surveys, we clarified how multi-agency collaborations are progressing to prevent serious delinquency cases in Japan and foreign countries, as well as what challenges exist in such multi-agency collaborations. These surveys revealed that not only traditional institutions that have dealt with delinquency, misbehavior, and problematic behavior, but also various institutions and organizations in the community can provide early and seamless support through collaborations.

研究分野：刑事政策、少年法、犯罪者処遇法

キーワード：非行の防止

1. 研究開始当初の背景

わが国ではこれまで、非行少年に対する多機関連携を通じた対応策のあり方に関する研究は、ほとんど行われてこなかったと言える。しかし、研究代表者等によりこの課題に関して複数の共同研究を蓄積させてきた。こうした共同研究を通じて非行少年、さらにはその前段階と言える不良行為少年・問題行動の見られる少年について、関係機関・民間団体が連携を図りながら非行性を深化させる前の早期発見・早期立ち直りを目的として切れ目のない支援(就労・福祉・医療等の支援)を行うことの必要性が明らかになった。また勿論そこでは規範的視点からの適正性及び事実的視点からの有効性が求められることになる。

このように、複数の共同研究の成果を通じ一貫して適正かつ有効な多機関連携の重要性を強調してきたものの、例えば、平成 27(2015)年 2月に起こった「川崎市中 1 男子生徒殺害事件」では、事件の一背景として川崎市において学校と警察との間で情報連携の制度が整備されていなかったことが指摘されていた。

上記の「川崎市中 1 男子生徒殺害事件」の他、「佐世保市女子高生殺害事件」(平成 26(2014)7月)、「東松山市都幾川河川敷少年殺害事件」(平成 28(2016)8月)などに見られるように、研究開始当初においても関係機関の情報連携・行動連携が上手くいっていれば未然防止の可能性のあった事件が依然として生じていた。こうした顕在化した機関連携の失敗事例においては、その発生地において失敗の原因を検証し再発防止策を打ち立てる作業が行われているが、その作業の成果が実際にどのように活かされているかは不明であり、第三者の視点から検証する必要性が高い。

他方、関係機関の連携により未然防止に至ったケースもあるものと推測するが、こうした潜在化している機関連携の成功事例はなかなか把握しづらい。しかし、現場職員の聞き取り調査を的確に実施すれば、潜在的な成功事例における機関連携のあり方をマクロ的に検証することは、ある程度可能となる(例えば、横浜市では「学校警察連携制度」により校内暴力事案が減少した)。

そこで本研究では主として上記 2 方面での実証研究を遂行することにした。そのため、非行少年、さらにはより広範にその前段階と言える不良行為少年・問題行動の見られる少年にも焦点を当てる。また上述の先行研究との継続した研究が可能となるため、特に中学生年齢の少年を対象とした。そして、これらの少年について、関係機関・団体が、より重大な非行事案の発生防止のため早期発見・早期立ち直りを目指し、適正かつ有効に連携して行う切れ目のない支援のあり方を後述の改正・制定法の検証も含め法的観点から検討することにした。とりわけ本研究では少年とその家庭への支援との関わりから考察した。多機関連携の失敗事例・成功事例の検証を通じて、学校・警察・児童相談所、また他の関係機関・民間団体が問題を抱えた少年・家庭にどのようにして早期に連携しつつ切れ目のない支援を行う必要があるのかを明らかにしていくこととした。

わが国では非行少年に関連する法律の積極的な改正・制定が研究開始当初も見られた。更生保護法(平成 25(2013)年)、少年法(平成 26(2014)年)、少年院法(平成 26年)、また児童福祉法(平成 28(2016)年)が改正され、平成 26年に少年鑑別所法も制定された。この法改正・新法制定においても、多機関連携による非行の早い段階での悪化防止、また継続的な支援の重要性が認識されていた(例えば、少年鑑別所法では地域社会における非行・犯罪の防止のための援助活動が少年鑑別所の本来業務に位置づけられた)。

一方、研究開始当初見られた非行の現象に関しても、現代型と言える特徴が挙げられるものであった(例えば、集団非行における SNS の積極的な利用、「JK ビジネス」の名の下での売買春、学校非公式サイト(裏サイト)を利用した陰湿ないじめ事件など)。ただ、さらなる背景として、家庭などの少年を取り巻く成育環境の問題も依然として看過できないものであった。近時の非行少年の集団による重大事案でも加害少年達の背景に家庭環境の問題が見られていた。ここからも、少年による非行・問題行動等に対して、多機関連携を通じた早期の発見及び少年とその家庭への早期の支援が重要であることが分かる。

2. 研究の目的

本研究では、中学生年齢における非行少年、さらにはその前段階と言える不良行為少年・問題行動の見られる少年に焦点を当て、関係機関・民間団体が、より重大な非行事案の発生防止のため早期発見・早期立ち直りを目指し、適正かつ有効に連携して行う切れ目のない支援のあり方を法的観点から検討するものとした。とりわけ多機関連携の失敗事例・成功事例の検証を通じて、学校・児童相談所・警察、また他の関係機関・民間団体が問題を抱えた少年・家庭にどのようにして早期に連携しつつ切れ目のない支援を行う必要があるのかを本研究を通じて明らかにすることにした。近年、非行少年に関連する法律の改正等が積極的に行われ、社会では現代型と言える特徴を持つ非行の現象も見られるが、少年とともに家庭などの成育環境にも対応していく必要性は依然としてあるものと考えられる。

3. 研究の方法

研究の方法としては、画期的な多機関連携の仕組みを構築してきた地域及び重大な少年非行

事案発生後に新たな対策の展開を見せている地域等に主に焦点を当て、「資料の収集」を行った上で、「実態調査」を実施し、その後、連携研究者及び研究協力者も交えた「検討会の開催」を通して分析・検証を行った。～を行った後、最終的に「研究成果の取りまとめ」を行い、研究成果を広く社会へ発信するものとした。

なお、本研究の着実な遂行のため、研究代表者、連携研究者及び研究協力者で専門分野に対応して3つの研究グループを組織した。第一は、統括及び児童相談所関係機関・団体調査担当グループ（小西及び連携研究者の国土館大学法学部・宍倉悠太准教授）第二は、学校関係機関・団体調査担当グループ（連携研究者の文部科学省国立教育政策研究所・宮古紀宏総括研究官（命）副センター長）及び鹿児島国際大学福祉社会学部・帖佐尚人准教授）第三は、警察関係機関・団体調査担当グループ（研究協力者の関東学院大学法学部・江崎澄孝客員教授（元神奈川警察本部生活安全部長）及び連携研究者の福山平成大学福祉健康学部・石田咲子講師）である。これらのいずれにも属さない関係機関・団体については第一のグループが調査を担当する。

また、研究方法の各項目に関する詳細は以下のとおりである。

資料の収集

収集の対象となる主なものとして、以下3つを扱った。第一は、非行少年、さらには不良行為少年・問題行動の見られる少年への対応に関する論文等の先行研究、第二は、中央省庁及び対象地域の関係機関が作成した本研究に関係のある報告書等の公的記録、そして、第三は、多機関連携の仕組みによって、重大な非行事案に至る前の比較的軽微な事案で終結できたケースと、重大事案にまで発展してしまったケースに関わる統計データである。

実態調査

各ケースで多機関連携がどのように機能していたかを知るには、実際に当該ケースに携わった者への聞き取りが必須となる。また、当該ケースに対する見方は立場によって異なるため当該ケースに関わった複数の機関・団体を通じた多角的な視点からの調査が求められる。そのため重大事案にまで発展してしまったケース（失敗事例）と、重大事案を未然に防止できたケース（成功事例）のそれぞれについて、対象地域の学校（具体的には、教育委員会及び当該少年が在籍していた中学校）児童相談所並びに警察（具体的には、府県警察本部生活安全部の少年非行担当部門及び少年サポートセンター）等へ聞き取りを行うことをとおして実態解明を図った（例えば、児童相談所・少年サポートセンター・教育委員会の「三機関同居型連携」、要保護児童対策地域協議会、スクールサポーター制度などの過去の共同研究で取り上げた多機関連携の仕組みも再検証を行った）。その際、実態調査の対象機関が多岐にわたるため、上記3つの研究グループで分担を行いながら調査した。

検討会の開催

上記「資料の収集」及び「実態調査」で入手したデータの分析のために検討会を開催した。検討会には、「実態調査」を実施したメンバーが出席し、検討を加えた。「資料の収集」・「実態調査」の後に「検討会の開催」を行い、さらにそれを踏まえて「資料の収集」・「実態調査」を行うといったサイクルで研究の深化を図った。

研究成果の取りまとめ

上記研究方法によって得られた研究成果については、学会や研究会で発表したり、また紀要や専門雑誌へ論文を投稿したりするなどして、広く社会へ発信することを行った。なお、平成30（2018）年1月27日には、国内での実態調査の研究結果を報告する場として、早稲田大学において公開研究会「『少年を犯罪から守るための機関連携』のあり方」（主催：早稲田大学社会安全政策研究所、警察大学校警察政策研究センター）を開催し、成果を社会に発信した。

4. 研究成果

（1）本研究においては、「資料の収集」で得られた分析結果なども踏まえながら、「実態調査」に関しては、国内では、第1年度においては、福岡（福岡県・北九州市・福岡市）広島（広島県・広島市）大阪（大阪府・大阪市・堺市）京都（京都府・京都市）神奈川（神奈川県・横浜市）の関係機関（警察本部・少年サポートセンター、学校・教育委員会、児童相談所及び民間団体）に対して、第2年度においては、宮城（宮城県）の関係機関（警察本部・少年サポートセンター）に対して、質問紙・聞き取り調査を行った。そして、補助事業期間が再度延長された第6年度においては、「コロナ禍」以降も多機関連携を積極的に実施している国内の地域（東京都及び大阪府）の各関係機関・団体において補足的に聞き取り調査等を実施した。

また、調査研究の進捗に従い、海外では、第1年度においては、多機関連携を積極的に実施しているオランダ及びベルギーにおける関係機関（オランダの「セイフティ・ハウス」、少年矯正施設、オランダ保護観察協会等、ベルギーのフラマン語共同体福祉・保健・家庭局、「ファミリー・ジャスティス・センター」、保護観察所等）に対して、また第2年度においては、同じく多機関連携を積極的に実施しているオーストラリア（とりわけ、ACT（オーストラリア首都特別地域））における関係機関（「ファミリー・リレーションシップ・センター」、少年裁判所、家庭裁判所、少年矯正施設等）に対して聞き取り調査などを実施した。さらに、第3年度においては、

オーストラリアで開催された第4回世界保護観察会議に出席し同国の多機関連携の現状を把握するとともに、ニューサウスウェールズ州の関係機関（保護観察所（Community Corrections Office））での聞き取り調査などを実施した。また、来日されたニューサウスウェールズ大学キャロル・ローソン准講師との間で、オーストラリア（とりわけ、ACT）における少年裁判所（Children's Court）と児童相談所（Children and Youth Protection Service）の連携等について意見交換を行った。

（2）次に、上記の国内及び海外での実態調査において明確化された点を整理しておきたい。

まず、国内における実態調査をとおして、近時のわが国における警察本部・少年サポートセンター、学校・教育委員会、児童相談所及び民間団体による多機関連携の進展状況（情報連携・行動連携、人事交流、同一建物・同一フロアにおける設置など）とその課題が明らかになった。特に、本研究の調査により、司法関係機関等との連携の重要性が浮き彫りになったと言える。この点、これまでの共同研究では、こうした連携についての検討が十分ではなかった。平成28（2016）年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童相談所設置自治体は、児童相談所に弁護士を配置することとされ、これが難しい場合には、弁護士の配置に「準ずる措置」を採ることとされた。これにより、各児童相談所において常勤弁護士の配置や弁護士事務所との契約など弁護士との連携のあり方が模索されていた。また、児童虐待事案に関してだが、被虐待児童への事実の聞き取りにおいて、児童相談所・警察・検察の三者による司法面接の手法を用いた「協同面接」の実施が進展しており、検察との連携が図られていることも分かった。さらに、家庭裁判所を中心とした連携、特に、家庭裁判所といった決定機関と少年院や保護観察所といった執行機関との間での連携についても検討を加えたが、処遇勧告の法的意義を踏まえた連携のあり方を今後も模索していくことが必要であることが示された。

また、海外における実態調査により、諸外国における取組みとの比較を通じ多機関連携の今後の更なる発展に向けた諸条件を明確化していくことができた。例えば、オランダ及びベルギーでは、多機関によるオフィスやデータベースの共用等が連携を促進する上での重要な要素であることが分かった。また、オーストラリアのACTでは、少年裁判所と児童相談所が連携し、児童相談所のケースマネージャーがリスクアセスメントツールを用いて作成した報告書を少年裁判所の審判に活用する形で、虐待部門と非行部門の連携が進み始めている点に特徴があるとのことであった。

これらの実態調査によっても、非行や不良行為・問題行動に対応してきた従来型の機関だけではなく、より幅広く様々な機関・団体が対応することによって早期に連携しつつ切れ目のない支援が行えることが分かった。

（3）研究の結果として、本研究を通じ、重大非行事案を防止する上でも、地方公共団体が中核となる子ども・若者育成支援推進法の枠組みに基づいた支援の活動や、民間団体を中心とした若年の被害女性を支援する活動及び子ども・若者の居場所づくり、といった地方公共団体や民間団体の活動と結び付いた機関・団体連携の活性化が鍵となることを明確化することができた。地域社会において幅広く、「生きづらさ」を抱えた少年等やその家庭を「孤独」・「孤立」の状態にさせないこと、そして取りこぼしのないように幾重もの支援のネットワークを構築することが必要である。なお、令和3（2022）年の少年法一部改正後の18歳・19歳の少年（いわゆる「特定少年」）における「虞犯」に代わる法的対応のあり方としても、少年警察活動、民間団体を中心とした若年被害女性支援活動、地方公共団体が中核となる子ども・若者育成支援推進法の枠組みにおける支援活動といった各領域における機関・団体連携の展開が求められていると言える。

とりわけ地方公共団体においては、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法9条）が、多機関連携による非行少年等とその家庭への支援の枠組みを形成する上で一つの土台となるのであり、とても重要な役割を果たし得る。

ただ、課題として、こうした「子ども・若者計画」も、市区町村はもちろんのこと、都道府県・政令指定都市レベルでも全ての地方公共団体で策定されている訳ではない。

加えて、令和4（2022）年に制定されたこども基本法によれば、子ども・若者育成支援推進法上の「子ども・若者育成支援推進大綱」で定めるものとされる事項は、こども基本法上の「こども大綱」において定められることになる（こども基本法9条3項、子ども・若者育成支援推進法8条3項）。こども基本法では、「こども」に年齢制限はないものとされている。しかし、例えば民法上の成年年齢に達した者を「こども」として表すことには違和感があるだろうし、その結果、「若者」の問題が等閑視される恐れはないか危惧される。また、こども基本法上の各地方公共団体の「こども計画」は、「子ども・若者計画」と一体のものとして作成することができるとされ、いわば「子ども・若者計画」が「こども計画」に吸収されることになる（こども基本法10条4項・5項）。上述の懸念からも、今後、「子ども・若者計画」の策定において、どのような変化が見られるのか注目していかなければならないだろう。

以上の研究成果は、今後のわが国における地域社会での非行の防止に関する施策の発展に資するものになるのではないかと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小西暁和 / (訳) 李程	4. 巻 65号
2. 論文標題 日本児童福利制度与児童福利設施	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会治理 (北京師範大学社会発展与公共政策学院)	6. 最初と最後の頁 21-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.16775/j.cnki.10-1285/d.2021.09.004	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 94巻2号
2. 論文標題 「特定少年」に対する「虞犯」規定の適用除外について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 40-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 2452号
2. 論文標題 処遇勧告に関する抗告の適否 (大阪高決平31・3・15)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 131-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tokikazu Konishi	4. 巻 4号
2. 論文標題 History, Aim, and Structure of the Juvenile Justice System in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 107-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 11号
2. 論文標題 「児童相談所を起点とした機関連携」に関する調査報告（早稲田大学社会安全政策研究所・警察政策研究センター共催公開研究会「『少年を犯罪から守るための機関連携』のあり方」開催記録）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 122-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮古紀宏	4. 巻 11号
2. 論文標題 「学校・教育委員会を起点とした機関連携」に関する調査報告（早稲田大学社会安全政策研究所・警察政策研究センター共催公開研究会「『少年を犯罪から守るための機関連携』のあり方」開催記録）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 133-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 61巻2号
2. 論文標題 少年に対する不定期刑再考	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 266-284
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 62巻3号
2. 論文標題 少年司法制度の課題と展望（ワークショップ）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 59巻4号
2. 論文標題 ワークショップ10「少年司法制度の課題と展望」について（日本刑法学会第100回大会についての報告）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 75-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小西暁和	4. 巻 55巻2号
2. 論文標題 少年法の意義と使命	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 124-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小西暁和
2. 発表標題 少年に対する不定期刑再考
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会（研究報告）（会場：オンライン形式（Zoomウェビナー） / 大会校：東洋大学）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小西暁和
2. 発表標題 少年法の改正と理念 課題と展望
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会（ワークショップ10「少年司法制度の課題と展望」）（会場：関西学院大学）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 西田博 = 小西暎和編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 286
3. 書名 日本の矯正・保護を動かす「外の力」とは [特別連続講義 全六講と学生の視点]	

1. 著者名 服部朗編集代表	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 -
3. 書名 融合分野としての少年法 [小西暎和「非行の防止と地域社会 『非行』概念を乗り越えて」を掲載]	

1. 著者名 山口厚 = 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 512
3. 書名 寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集 [下巻] [小西暎和「ドイツにおける少年に対する不定期刑の消長」(447-466頁) を掲載]	

1. 著者名 日本更生保護学会編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 316
3. 書名 更生保護学事典 [小西暎和は「家庭裁判所における各種処分の決定」(124-125頁)・「保護処分の種類：社会内処遇処分と施設内処遇処分」(125頁)の項目を執筆]	

〔産業財産権〕

〔その他〕

[講演・口頭発表等]

小西暁和、「児童相談所を起点とした機関連携」に関する調査報告、公開研究会「『少年を犯罪から守るための機関連携』のあり方」（主催：早稲田大学社会安全政策研究所、警察大学校警察政策研究センター）、2018年1月27日、早稲田大学（東京都新宿区）

宮古紀宏、「学校・教育委員会を起点とした機関連携」に関する調査報告、公開研究会「『少年を犯罪から守るための機関連携』のあり方」、同上

小西暁和、少年に対する不定期刑再考、第110回早稲田大学刑事法学会、2021年4月17日、オンライン形式（Zoomミーティング）

小西暁和、「特定少年」に対する「虞犯」規定の適用除外について、第112回早稲田大学刑事法学会、2021年10月2日、オンライン形式（Zoomミーティング）

小西暁和、子どもの権利擁護 児童虐待・非行への対応のための多機関連携を中心に、2022年度早稲田大学法学部横川敏雄記念公開講座『ヴァルナラビリティと法 弱い立場にある人たちを守るために』、2022年7月9日、オンライン形式（Zoomウェビナー）

小西暁和、子ども・若者政策の展開 児童虐待・少年非行への対応を通して、特定非営利活動法人ハーフタイム講演会「生きづらさを抱えた子どもたちの『いま』～子どもたちの支え手を広げたい～」、2022年10月9日、葛飾区立石地区センター別館

小西暁和、青少年を取り巻く情勢と刑事政策・青少年政策の方向性、第33期東京都青少年問題協議会第1回総会、2023年1月23日、東京都庁第一本庁舎（東京都新宿区）

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	江崎 澄孝 (Ezaki Kiyotaka)	関東学院大学・法学部・客員教授 (32704)	
連携研究者	宮古 紀宏 (Miyako Norihiro)	国立教育政策研究所・生徒指導・進路指導研究センター・総括研究官 (60549129)	(62601)
連携研究者	宍倉 悠太 (Shishikura Yuta)	国土舘大学・法学部・准教授 (70575258)	(32616)
連携研究者	帖佐 尚人 (Chosa Naoto)	鹿児島国際大学・福祉社会学部・准教授 (00631938)	(37701)
連携研究者	石田 咲子 (Ishida Sakiko)	福山平成大学・福祉健康学部・講師 (90801085)	(35411)

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------